平成２５年（フ）第４５号
山口市大内御堀2595番地６　メゾンＭＡ105、前住所山口市大内御堀2560番地１　サニーハイツＤ102
債務者　田辺喜一郎
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
栃木県宇都宮市西刑部町2562番地２
債務者　岩室　征志
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０７号
栃木県下野市駅東３丁目１番１号　直井ハイツ102、前住所栃木県下野市駅東３丁目２番９号
債務者　山本　征男
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１３号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目２番地１　瑞穂野市営住宅37号棟31号室
債務者　大根田　萌
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０１号
栃木県宇都宮市針ケ谷町441番地23
債務者　笹木　和子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０２号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地50　メゾンド・ベルヴィ205、前住所栃木県宇都宮市本町６番９号
債務者　スナックぴーたーぱんこと　丸山百合子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１７号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2208番地
債務者　渡邉　　稔
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２１号
栃木県下野市駅東３丁目１番１号　直井ハイツ201、前住所栃木県下野市駅東３丁目２番９号
債務者　山本条太郎
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市砥上町249番地　Ｎ＆Ｙハイツ Ｂ棟、前住所福島県郡山市台新２丁目８番20号
債務者　羽賀　亮太
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２５号
栃木県鹿沼市富岡249番地、前住所栃木県鹿沼市日吉町287番地11
債務者　清水　敏夫（旧姓武井）
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１６号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目11番地５　エスポワール203
債務者　堀　　力
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０号
岡山市南区築港栄町21番23号シティハイムアウル202号、旧住所岡山市南区松浜町７番６号ミモザ館101
債務者　村地かおり
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４号
静岡市清水区草薙杉道１丁目９番80号
債務者　前田ひとみ
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６号
栃木県日光市今市901番地１　カナハートファーム２―205
債務者　山本　　豊
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係